**２　休業日**

(1)　休業日変更

ア　学校行事等特別の場合は、休業日を変更することができる。　（学教施行規則 第61条）

　　　　（例）　運動会　日曜授業参観等

イ　休業日を変更する場合は、校長は計画を実施する７日前までに〔庶様式例６〕により届け出なければならない。

ウ　提出部数は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部とする。

(2)　夏季・冬季・学年末等休業中の行事計画

ア　公立学校の休業日は、各市町の学校管理規則による。　 　　 （学教施行令 第29条）

イ　休業日（夏季・冬季・学年末等）の行事については、〔庶様式例７〕により、７日前までに提出する。

ウ　提出部数は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部とする。

(3)　臨時休業

　　ア　臨時休業は、次のような場合に行うことができる。

(ｱ)　非常変災その他急迫の事情があるとき。　　　　　　　　 （学教施行規則 第63条）

(ｲ)　感染症予防上必要のあるとき。　　　　　 　　　　　　（保健安全法 第20条）

　　イ　臨時休業を行う場合は、事前に市町教育委員会へ連絡し、〔庶様式例８〕により速やかに報告しなければならない。

ウ　提出部数は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部とする。

(4)　短縮授業

ア　授業開始、終了の時刻は、校長が定める。　　　　　　　　 （学教施行規則 第60条）

　　イ　季節やその他の事情により授業時数を短縮する場合は、〔庶様式例９〕により実施する７日前までに届け出る。

　　ウ　夏季休業日の前後の計画については、７月上旬に提出する。

エ　提出部数は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部とする。